

高知県土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業)

第2条 県は、土佐和牛の生産基盤の強化を図るため、全国農業協同組合連合会高知県本部（以下「補助事業者」という。）が行う土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を1部知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと

認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項の条件を付さなければならない。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を1部知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助金額を20パーセントを超えて減額する場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(補助金の概算払の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を1部知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者(間接補助事業者を含む。)が第5条ただし書各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第4号様式による実績報告書を1部知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（関係書類の保管）

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（グリーン購入）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条、第10条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

事業名	補助対象経費	補助率
<p>土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業</p> <p>○補助対象事業 土佐和牛農家の増産意欲を高めるとともに生産基盤を強化するため、土佐和牛繁殖用雌牛の導入や自家保留に対する支援に関する事業を補助対象とする。</p>	<p>1 県内肉用牛生産者が、繁殖の用に供することを目的として、県内家畜市場又は高知県畜産試験場において県内産和牛雌子牛又は妊娠牛を導入するために要する経費</p> <p>2 県内肉用牛生産者が、繁殖の用に供することを目的として、自らの農場において和牛雌子牛を育成して保留するために要する経費</p> <p>なお、1及び2いずれの場合においても以下の条件を全て満たす個体を補助対象とする。</p> <p>(1) 子牛登記証明書に損徴の記載がない個体</p> <p>(2) 申請時点において、公益社団法人全国和牛登録協会による正常発育曲線の体高の数値が-1.5σ以上の個体</p> <p>(3) 2の保留雌子牛は、申請時点において12月齢に達した個体</p>	<p>2分の1以内 (1頭当たり補助上限額5万円)</p> <p>2分の1以内 (1頭当たり補助上限額3万5千円)</p>

(注)

- 1 雌子牛又は妊娠牛（以下「補助対象雌牛」という。）は、公益社団法人全国和牛登録協会の登録を受けるものとする。
- 2 補助対象雌牛は繁殖障害その他やむを得ない理由により繁殖の用に供することができなくなった場合のみ廃用できるものとし、その場合、飼養者は獣医師による診断書等を補助事業者に提出するものとする。

別記

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日
第 号

高知県知事

様

住 所

団 体 名

代表者氏名

代表者生年月日

印

平成 年度高知県土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金交付申請書

平成 年度において土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業を下記のとおり実施したいので、高知県土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の実施計画

別紙

別紙 事業実施計画（又は実績）

事業区分 / 項目	実施 年 月 日 又は期間	実施場所	事業の内容	備 考
土佐和牛繁殖用 雌牛保有促進事 業				

※積算の根拠となる資料を添えてください。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費（又は要した 経費）(A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		県補助金(A)	その他(B)	
	円	円	円	
計				

4 事業完了（予定）年月日
平成 年 月 日

5 収支予算（又は収支決算見込み）

（1）収入の部

区 分	本 年 度 予 算 額 （又は本年度決算見込額）	備 考
県 費	円	
そ の 他		
計		

（2）支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額 （又は本年度決算見込額）	備 考
	円	
計		

6 振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日
第 号

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度高知県土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 高知畜産第 号で補助金の交付の決定通知がありました平成 年度土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、承認されたく申請します。

記

（注） 記の記入要領は、別記第1号様式の記に準じます。この場合において、同様式中「事業の目的」を変更（中止・廃止）理由と書き換え、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。また、添付書類については、補助金交付申請書に添えたものに変更がある場合のみ添えてください。

第3号様式（第8条関係）

平成 年 月 日
第 号

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度高知県土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け高知県指令 高知畜産第 号で（変更）交付の決定通知がありました平成 年度高知県土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金について、下記により金 円を概算払により交付されたく、高知県土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

1 概算払請求額

（単位：円、％）

事業費	交付決定額①	概算払請求額②	②／①×100

2 概算払請求理由

3 振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名

第4号様式（第10条関係）

平成 年 月 日
第 号

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

印

平成 年度高知県土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 高知畜産第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました平成 年度土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

（注） 「記」の記入要領は、別記様式第1号様式の「記」に準じます。

第5号様式（第10条関係）

平成 年 月 日
第 号

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

印

平成 年度高知県土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金
に係る消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 高知畜産第 号で補助金の（変更）交付
の決定通知がありました平成 年度土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業について、高知県
土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により報告しま
す。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金 の確定額	円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税 仕入控除税額等	円
補助金返還相当額	円

(注) 報告内容に関する参考資料を添えてください。